

**重度心身障がい（児）者 の医療証をお持ちの皆様へ**

平成29年8月1日から、重度心身障がい（児）者医療の自己負担上限額が変わります。

**○医療費の自己負担**

|        | 平成29年7月まで（現行）  | 平成29年8月から平成30年7月まで | 平成30年8月から  |
|--------|--|--------------------|--|
| 所得税課税  | 医療費の1割 + 入院時食事療養費<br><上限額><br>○外来・調剤・訪問看護<br>医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに、<br>1カ月につき上限 <u>12,000円</u><br><br>○入院<br>医療機関ごとに、<br>1カ月につき上限 <u>44,400円</u> | ➡                  | 医療費の1割 + 入院時食事療養費<br><上限額><br>○外来・調剤・訪問看護<br>医療機関・薬局・訪問看護ステーションごとに、<br>1カ月につき上限 <u>14,000円</u><br>[年間上限 144,000円（※1）]<br><br>○入院<br>医療機関ごとに、<br>1カ月につき上限 <u>57,600円</u><br>[多数回 44,400円（※2）] |
| 所得税非課税 | 入院時食事療養費（医療費の自己負担なし）   | ➡                  | 入院時食事療養費（医療費の自己負担なし）   |

※1：8月～翌7月までの1年間の上限額

※2：過去12ヶ月に3回以上上限まで支払った場合の、4回目以降の上限額

市町村によって対象者、自己負担額が異なる場合があります。  
 詳しくは、お住まいの市町村担当窓口までお問い合わせください。